

2 2 総 合 第 1 7 4 2 号
2 2 消 安 第 9 9 2 2 号
2 2 生 産 第 1 0 7 6 0 号
平 成 2 3 年 3 月 2 9 日

「地産地消の実践的な計画の策定について」等の廃止について（通知）

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について」（平成23年3月29日付け22総合第1741号、22生産第10759号、22農振第2106号、国都開第10号農林水産省総合食料局長、生産局長、農村振興局長、国土交通省都市・地域整備局長通知）の施行に伴い、「地産地消の実践的な計画の策定について」（平成17年6月15日付け17生産第1432号農林水産省生産局長通知）及び「地産地消の実践的な計画策定における食育等との連携による地域の取組の一層の促進について」（平成18年7月10日付け18生産第2158号農林水産省総合食料局長、消費・安全局長、生産局長通知）を廃止する。

なお、貴局管内の都府県知事については、貴職から通知されたい。